

8.Go To Eat キャンペーンに係る委託費の算定（不当事項）

委託契約
の概要

- ✓ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大で失われた外食を利用する消費者の流れを取り戻すことなどを目的とした**Go To Eat キャンペーン**における委託事業
- ✓ 農林水産本省は、佐賀県内において食事券の発行、販売、回収、回収後の飲食店への代金の振込等を行う**食事券発行委託事業**を、**株式会社佐賀広告センター（佐賀事務局）**と契約して実施（委託費の支払額：4億9314万円（うち人件費3357万円(管理者6名分を含めた全従事者31名分)）、実施期間：令和2年8月～4年1月）
- ✓ 委託費の算定に当たっては、農林水産省が定めた「委託事業における人件費の算定等の適正化について」（**適正化通知**）に従うこと

検査の
結果

- ✓ 委託費のうち、時間外手当の支給対象とならない**管理者の人件費**については、委託事業に従事した時間外労働時間を直接作業時間数に含める場合、**適正化通知**に基づき次のとおり算定すべき

管理者の人件費 = **時間単価** × 直接作業時間数（委託事業に従事した時間外労働時間を**含む**）

$$\text{時間単価} = \text{年間総支給額等} \div \underbrace{\left[\text{年間総所定労働時間} + \begin{array}{l} \text{時間外労働時間} \\ \text{(委託事業及び自主事業} \\ \text{等に係るもの)} \end{array} \right]}_{\text{年間総実労働時間}}$$

- ✓ 佐賀事務局は、管理者の人件費の算定に当たり、委託事業に従事した時間外労働時間を直接作業時間数に含めていたが、時間単価については、時間外労働時間を含む**年間総実労働時間**で年間総支給額等を除するのではなく、**年間総所定労働時間**で年間総支給額等を除して算定していた
 - 管理者の人件費が適正に算定されず、委託費が**700万円過大**

発生
原因

- ✓ 佐賀事務局において、委託事業における人件費の算定方法についての理解が十分でなかったこと
- ✓ 農林水産本省において、実績報告書等の検査が十分でなかったことなど

8.Go To Eatキャンペーンに係る委託費の算定（不当事項）

農林水産省

700万円(指摘金額)

委託契約の概要

農林水産本省

委託契約

株式会社佐賀広告センター



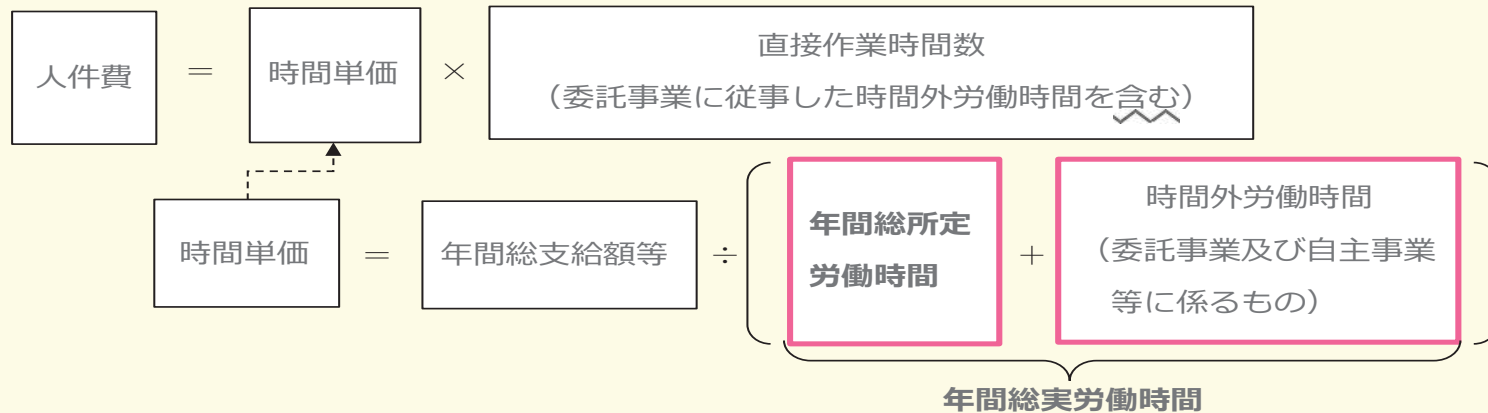
事業内容：佐賀県内における食事券の発行、販売、回収、回収後の飲食店への代金の振込等

委託費 4億9314万円：人件費（3357万円（全従事者31名分））、事業費等



検査の結果

〈適正化通知〉 時間外手当の支給対象とならない**管理者の人件費**については、委託事業に従事した時間外労働時間を直接作業時間数に含める場合、次のとおり算定すること



管理者6名の人件費の算定に当たり、委託事業に従事した時間外労働時間を直接作業時間数に含めていたが、時間単価については、時間外労働時間を含む**年間総実労働時間**で年間総支給額等を除するのではなく、**年間総所定労働時間**で年間総支給額等を除して算定していた

このため、管理者の人件費が適正に算定されず、委託費が**700万円過大**